

## 用語の解説

### ◎ 地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので、内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- ①地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う
- ②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- ③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

### ◎ 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業等に係る会計の総称。

### ◎ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税}$$

### ◎ 基準財政収入額

地方交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するもの。

### ◎ 基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付される。

《指標》

◎ 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額。

◎ 実質収支

地方公共団体の純剰余金または純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。黒字額はおおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましい。また、赤字額が標準財政規模の20%以上の場合は、財政再建団体とならなければ地方債の制限を受ける。

実質収支＝形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度に繰り越しすべき財源（繰越明許費等繰越額－繰越事業に伴う未収入特定財源）

◎ 単年度収支

実質収支が前年度以前の収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を意味する。

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

◎ 実質単年度収支

単年度収支に当該年度に措置された黒字要素、赤字要素を加味したもの。考え方は単年度収支に同じ。

実質単年度収支＝単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額

◎ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の割合で、1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

財政力指数＝ 
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去三ヵ年平均})$$

◎ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度充当されているかという、経常的経費に充当された一般財源額の経常一般財源総額に対する割合であり、この数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示している。

なお、平成13年度より算出方法が変更になり、分母に減税補てん債・臨時財政対策債の発行額を加えている。

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨財債}} \times 100 (\%)$$

◎ 公債費負担比率

一般財源総額のうち公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合であり、高いほど財政運営の硬直性の高まりを示している。

一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

$$\text{公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

◎ 実質公債費比率

従来の起債制限比率に、一部事務組合の公債費への負担金や公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等を加え公債費相当部分を幅広くとらえるなど、一定の見直しを行った新たな指標である。

この数値が25%を超えると起債の一部が制限される。また、18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債にあたり許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$$

(過去3か年平均)

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E：標準財政規模

◎ 実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。3～5%が望ましい。

$$\text{実質収支比率 (\%)} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

◎ 地方債現在高比率

将来、償還すべき地方債現在高の標準財政規模に対する割合。適正水準についての明確な基準等はないが、全国的な傾向や類似団体との比較を行いながら、年度別の推移、将来の見通し等に注意していく必要がある。

$$\text{地方債現在高比率 (\%)} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

◎ 実質債務残高比率

償還すべき地方債の現在高と債務負担行為により支出すべき実質的な債務額（履行すべき額が確定している支出予定額）の標準財政規模に対する割合。

$$\text{実質債務残高比率 (\%)} = \frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為支出予定額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

◎ 積立金残高比率

基金残高の標準財政規模に対する割合。

$$\text{積立金残高比率 (\%)} = \frac{\text{積立金残高}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

◎ 将来にわたる実質的な財政負担比率

地方債現在高に債務負担行為による翌年度以降支出予定額を加えて積立金現在高を除いた額の標準財政規模に対する割合。

$$\text{将来にわたる実質的な財政負担比率 (\%)} = \frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為支出予定額} - \text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

## 《歳入》

### ◎ 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には、地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などをいう。

### ◎ 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

### ◎ 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

### ◎ 地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし、地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定基準により国が交付するもの。

これにより、経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

### ◎ 普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税，6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

### ◎ 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方道路譲与税，石油ガス譲与税，自動車重量譲与税等がある。

### ◎ 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、平成11年度から全団体に交付される交付金。

### ◎ 地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

◎ 減税補てん債

個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために発行される地方債。地方交付税の振替えとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に活用できる。

◎ 臨時財政対策債

平成13年度から平成18年度までの間に限り、地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債。

《歳出》

◎ 義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

◎ 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

◎ 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎ 単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

◎ 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。

《基金》

◎ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。